

令和3年度の補助金交付事業を募集します

村民の皆さんによる村づくり活動を応援！

村では、様々な分野で活躍する「村民の皆さんによる村づくり活動」を応援するため、「公募制度」により補助金を交付しています。そこで、来年度（令和3年度）の補助金交付を希望する団体を、次とのおり募集します。

補助金交付の申請は、年度ごとに新たに申請していただきます。継続事業や補助金交付をすでに受けている団体でも、指定期間内に申請がない場合は補助金交付の希望なしの取扱いとなります。申請手続き漏れにご注意ください。

対象となる団体

広く公益を増進する村民自身が提案・実施する事業で、村の施策に合致し、行政に代わってその目的を果たすことが確実に見込まれる事業。

対象となる事業

最も3年間まで継続可能

補助できる金額

活動事業費の2分の1（上限30万円。3年目は上限10万円）。ただし、次の経費は補助の対象から除外されます。

◎社会通念上、自己負担または会費で賄うべきもの、公共交通費、交際費、満たす団体。

補助金交付の目的

- ・政治活動や宗教活動を目的としない非営利団体
- ・村内在住者が5人以上在籍している団体
- ・活動拠点の事務所の所在地が村内にある団体

交付できる期間

一団体1年間。（内容により

募集期間

※受付は午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）
8月31日（月）

補助金交付の決定

村長は、補助金検討委員会で審査した内容を勘案し、採択・不採択を決定します。なお、採択された補助事業については、事業の内容、申請団体名、補助金の額等を広報紙等で公表します。

◇問合せ 役場企画財政課 029-885-0340 (内) 208

募集期間内に「美浦村補助金等公募申請書（役場企画財政課で配布。村ホームページからダウンロードも可能）」を役場企画財政課に提出（持参）してください。

※事業の内容等によっては他の書類の提出が必要となる場合があります。

募集期間 8月3日（月）～8月31日（月）

※受付は午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

視察研修経費（交通費を除く）、慶弔費、飲食費、懇親会費等

◎団体職員の人事費
補助の趣旨から団体の事務は団体自ら行ってください。

応募方法

新型コロナウイルス感染症に係る事業者向け無料相談窓口のご案内

村内に事業所がある中小企業者及び個人事業主の方を対象とした相談窓口を設置します。



茨城県行政書士会の会員である行政書士が、持続化給付金の申請や茨城県および村が実施する支援制度の申請に関する相談に応じます。

【開設日】8月27日までの毎週木曜日午後1時～午後5時 ※7月23日(木・祝)を除く。

【場所】美浦村中央公民館 2階 研修室

【申込み】完全予約制です。相談を希望される方は役場企画財政課に電話予約をしてください。

【問合せ】役場企画財政課

平和の尊さ ともに考えましょう

核兵器のない平和な世界は、私たちすべての願いです。村では昭和63年に「非核平和美浦村宣言」を行い、以来、推進協議会を設置し、非核平和パネル展、広島市の平和記念式典派遣等の活動を行っています。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小学生とその保護者の平和記念式典への派遣を実施することはできませんが、非核平和パネル展は例年どおり開催する予定です。この機会にもう一度、平和の尊さについて考えてみましょう。

【非核平和パネル展】

◇期間 8月1日(土)～8月15日(土)
◇場所

- ・美浦村中央公民館
- ・美浦トレーニング・センター厚生会館

非核平和美浦村宣言推進協議会

■問合せ 総務課 029-885-0340 (内) 205